

第1回 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会 会議録要旨

日 時：平成21年6月12日(金) 午前10時から午後0時5分まで
場 所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室
出席者：資料参加者名簿のとおり

1 開会(宮城県経済商工観光部商工経営支援課 鈴木副参事)

※会長選任まで鈴木副参事が議事を進行。

2 あいさつ(吉田経済商工観光部次長)

- ・ 本日はお忙しいところ、第1回目の審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。
- ・ また、当審議会の委員を快く引き受けていただきましたことに、あらためて感謝申し上げます。
- ・ 当審議会のミッションは、市町村の区域を越えた広域的な見地による、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地誘導などに関しまして、調査審議いただくことです。
- ・ 皆様方には、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、必要な場合には知事に意見を述べるという役割をお願いしております。
- ・ 現在のまちづくりの一番大きな課題は、中心部の商店街、中心拠点の求心力の低下だと考えております。
- ・ まちの拡散やまちなかの拠点性の喪失など、現象面での話は色々ありますが、どれが原因でどのような因果関係があるのかなど、なかなか難しい議論になるかと思えます。
- ・ そのような中で、私どもとしては今回、コンパクトで活力あるまちづくりを推進したいという1つの方向性を出したわけですが、「コンパクト」という言葉も、「活力ある」という言葉もいささか曖昧で、情緒的な言葉ですので、お互いに議論、意見交換を深めながら、宮城の今のこの時代、それぞれの地域において何が妥当かということも、議論の積み重ねによって答えが出てくるものなのかもしれません。
- ・ 国では、いわゆるまちづくり三法の制定と改正によりまして、拡散型の都市構造から集約型の都市構造への転換という方向性を示しているところでございます。
- ・ 県といたしましてもこういった考え方を受けまして、県議会の中で特別委員会から提案され、この条例が制定されたわけでございます。
- ・ 本日は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するにあたり、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する基本的な方針、その素案について御審議いただき、御意見をいただくこととしております。
- ・ 皆様方にはさまざまな視点から、ぜひ忌憚のない御意見をいただきまして、本県のコンパクトで活力あるまちづくりの推進に御助力いただければありがたいと考えております。
- ・ 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 辞令交付

※吉田次長より各委員に辞令を交付。

※鈴木副参事より各委員の紹介。

4 会長選任

※委員の互選により山田委員を会長に選任。

(山田会長)

- ・ 会長に御指名をいただいたということで、一言御挨拶申し上げたいと思います。
- ・ 先ほど、吉田次長さんのお話にもありましたが、この審議会の役割というものは、非常に大きいものがあります。
- ・ 宮城県の地域づくりを快適に、かつ、持続性のあるまちづくりを行っていくために重要な審議会であり、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- ・ こういった課題は商工関係部署だけではなく、全庁・各機関を挙げて取り組まなくてはならない課題です。そういった意味で、今回、庁内の各課の方々にも出席いただひておひますので、皆様のお知恵を借りながらこの審議会のミッションを実現していきたくておひます。
- ・ よろしくお願ひいたします。

5 会長職務代理者の指名

※山田会長より千葉委員を会長職務代理者として指名。

6 議事

(1) 審議会の所掌事項・運営について

(山田会長)

- ・ それでは、議事を進行させていただきます。
- ・ 次第にある3つの議事事項のうち、まず(1)の審議会の所掌事項・運営について、事務局より説明いただきます。
- ・ この審議会の運営に関して必要な事項については条例第27条に規定されており、会長が審議会に諮って定めることとされておひますが、予め原案を事務局で用意しておひますので、御説明いただきたいと思ひます。
- ・ よろしくお願ひいたします。

(事務局)

※資料1, 2に基づき大嶋商業振興班長より説明。

- ・ 資料1の1ページ目は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例における本審議会関係の規定を抜粋したものとあります。
- ・ 第23条第1項において設置の根拠と所掌事項を、同第2項において本審議会が条例全般について意見できる旨の規定がされています。
- ・ 第24条は組織等について定めており、本審議会は7名以内の委員で構成されることとされておひます。今回、7名を選任し、任期は本日から2年となります。
- ・ 第25条は審議会会長に関する規定であり、会長は委員の互選により定め、あらかじめ会長が職務代理者を指名することとされています。
- ・ 第26条は会議に関する規定であり、委員の半数以上の出席で会議が成立し、出席委員の過半数で可決することとなります。
- ・ 2ページについては具体的な所掌事項であり、それぞれ条例の条項順に並べたものです。
- ・ 1から5のうち、今回の審議会では、1の基本的な方針の策定について御審議いただくこととなります。
- ・ 資料2の1ページ目は、審議会の運営に関し必要な事項として、事務局において運営要領の原案を作成したものです。

- ・ 第1条は趣旨を、第2条は会議の公開を定めております。県の情報公開条例において、審議会については原則公開とされており、本審議会についても原則公開としていますが、例外として委員3分の2以上の決定により非公開とできる旨の規定を設けています。
- ・ 第3条は関係者の出席についての規定であり、市町村や届出事業者等、関係者から審議会において意見をいただくことなどを想定しております。
- ・ 第4条は会議録の規定であり、ホームページ等により公開することを規定しています。
- ・ 資料2の2ページ目は、傍聴要領の原案を作成したものです。傍聴する際の手続きや、傍聴に当たって傍聴者に守っていただく事項等を定めております。
- ・ 資料2の3ページ目以降は、県情報公開条例の関係規定部分を抜粋したものです。

(山田会長)

- ・ 資料1については条例の抜粋と本審議会の所掌事項、それから資料2については運営要領などですが、これについて御質問、御意見ありましたらお出しただければと思います。
- ・ よろしいでしょうか。それでは特に御意見はないようですので、この資料2の審議会運営要領と、傍聴要領に関しまして、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。
- ・ (異議なしの声)
- ・ ありがとうございます。それでは、原案どおりに定めるということにさせていただきます。

(2) 条例の概要について

(山田会長)

- ・ 次に議事(2)の条例の概要について、事務局から説明いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

※資料3に基づき半沢商業振興専門監より説明。

- ・ 資料3の1ページの1に記載のとおり、この条例はコンパクトで活力あるまちづくりを推進し、そのことによって活力ある地域経済の発展、あるいは持続的な発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的としております。
- ・ 併せてそうした目的を達成する施策として特定大規模集客施設の立地誘導と地域貢献活動の促進が規定されており、これら2つの施策でもって目的を達成するという条例となっています。
- ・ 特定大規模集客施設の立地誘導に関して記載しているのが、資料の2の大規模集客施設の適正立地の部分となります。
- ・ (1)は対象となる特定大規模集客施設の定義を、(2)は立地誘導する立地誘導地域を記載しています。(2)については3種類記載しており、それ以外にも対象はありますが、詳しくは後ほど議事の(3)において御説明します。
- ・ (3)の部分は立地誘導についての基本的な仕組みを記載したものであり、本条例は、立地誘導地域以外へ新設等の場合に予め知事に届出をいただく制度となっています。
- ・ 知事は届出を受けて、関係市町村及び住民等の意見を踏まえ、さらに審議会に諮った上で、広域的な見地から意見を述べる、あるいは述べないことを決定することになります。
- ・ 知事が意見を述べた際、意見についての設置者の対応が不相当であった場合には、更に勧告をすることができることになっており、さらに勧告に正当な理由がなく従わない場合は、その旨を公表する制度になっております。
- ・ こうした意見、勧告の手続きが完了するまで、工事の着手を制限する規定が設けられておりま

す。

- ・ 地域貢献に関する記載が3の部分となります。ここに記載はありませんが、規模に関わらず集客施設の設置者については、地域貢献活動の実施とその公表に努める旨の努力規定が条例に設けられております。
- ・ そうした集客施設のうち特定大規模集客施設については、地域貢献活動計画書と実施状況報告書の提出が義務付けられており、知事はそれを受け取った場合、インターネット等で公表を行うこととなります。
- ・ 4の部分が、本日御審議いただく基本方針に係る部分となります。先ほどの施策を達成するために、知事は基本方針を定めることとされており、記載の3つがその内容として定められております。
- ・ 本条例の完全施行は来年1月1日となりますが、審議会や基本方針の策定等の規定は本年4月からすでに施行されております。
- ・ なお、資料4として条例の全文を、資料5として条例と施行規則の対照表を添付しており、併せて参照願います。

(山田会長)

- ・ ありがとうございます。今、資料3に基づきまして、条例の概要についての説明がありました。
- ・ この内容につきまして御質問、御意見がありましたらいただきたいと思っております。

(徳永委員)

- ・ 特定大規模集客施設のところの説明に括弧内に同一敷地内という記述がありますが、途中を道路で区切られている場合に同一の敷地となるのかなど、ここに記載している同一敷地内という部分の明確な定義はあるのでしょうか。

(事務局)

- ・ 資料5の2ページ、規則第3条において一の集客施設について定義しておりますが、基本的には大規模小売店舗立地法と足並みをそろえた規定にしております。
- ・ まず第1号の屋根、柱又は壁を共通にする集客施設については1つの建物を原則として一の集客施設とすることを、第2号の通路によって接続され、機能が一体となっている集客施設については、例えば空中や地下の専用通路で接続された複数の集客施設を一の集客施設とすること規定しております。
- ・ 第3号の一の集客施設とその附属建物をあわせたものが、資料3に記載のような同一敷地内の複数棟で構成される施設を規定したものといたします。
- ・ 郊外型のショッピングモールを想定していただくとわかりやすいかと思いますが、広い敷地の中に駐車場を同一とする複数の建物があるショッピングモールがございますが、それらにつきましては、複数の建物全てを併せて一の集客施設として捉えるという考え方でございます。
- ・ なお、御質問のあった道路で区切られている場合については、これも大規模小売店舗立地法と考え方を同じにしており、公共の用に供される道路で隔てられている敷地については敷地そのものが1つではないという考え方となります。

(山田会長)

- ・ この規則の規定によって、それぞれ適切な扱いを受けるということですね。

(徳永委員)

- ・ ある意味での抜け道が残るということですね、そういう解釈でよろしいですね。

(山田会長)

- ・ 敷地の間に道路を引いて、例えば市町村に寄付するというような形で、対象外とすることはできるということですね。

(徳永委員)

- ・ 具体的に言えば、JT跡地のような話は、この条例では引がかかってこなくなるということですよ
ね。

(事務局)

- ・ 届出をいただく時点で公共の用に供する道路で隔てられている敷地については、条例上、別々の敷地として扱わせていただくということでございます。

(山田会長)

- ・ ということです。

(千葉委員)

- ・ 2点確認をお願いしたいのですが、1点目は、資料の適正立地の部分の(3)のところで、関係市町村及び住民の意見を踏まえと記載がありますが、関係市町村についてはどの範囲に意見を聴くのかによって結論が異なってくるのはよく知られていることですが、これはこの条例の趣旨からいって、広く理解していいのかということ。
- ・ もう1点は、地域貢献のところ、括弧内で既存の施設を含むとなっておりますが、地域貢献というのが条例の前文のところに含まれているようなところも念頭に置いているのであれば、これはそう遅くなく対応をせまられるものなのかどうなのかという点、この2点をお願いします。

(山田会長)

- ・ はい、お願いします。

(事務局)

- ・ 1点目については、条例ではまず立地及び隣接市町村については知事から意見を聴くこととされており、広く県民を含みそれ以外の市町村についても自由に意見を述べられる制度になっておりますので、いずれの市町村も自らのまちづくりの観点から意見を述べられる制度になっています。
- ・ 2点目の既存施設の地域貢献活動については、まず地域貢献活動の計画書を3事業年度まとめて提出いただくこととなります。したがって、当初の対応としては、条例が完全施行される来年1月1日から3ヶ月間、具体的には3月31日までの間に、3事業年度分の計画を提出していただくこととなります。

(山田会長)

- ・ よろしいでしょうか。

(千葉委員)

- ・ はい。

(山田会長)

- ・ この点に関しては、また基本方針の素案のところでも議論していただく機会があろうかと思えますので、また後ほどお願いしたいと思います。
- ・ ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
- ・ それでは、先の議題に参りたいと思います。

(3) 特定大規模集客施設の立地誘導等に関する基本的な方針の素案について

(山田会長)

- ・ (3)の基本的な方針の素案については、資料6で説明いただくことになっておりますが、内容がかなりありますので、ページを分けて説明いただいて、それから意見をそれぞれいただくということにしたいと思います。
- ・ 本日、時間の制限もありますので、十分お出しただけなかった分に関しましては、後日、事務局に意見をいただくということもしていただければと思います。
- ・ それでは、まずは事務局から説明をいただきたいと思います。

(事務局)

※資料6に基づき成田主事より説明。

- ・ まず、1ページの「コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向」の素案について御説明します。資料7についても参考として併せて御参照いただきたいと思います。
- ・ ①の部分となりますが、まちづくりを取り巻く社会的な背景については、大きく3つの流れの結果がまちの拡散や都市機能の分散、まちなかの空洞化やまちなかの拠点性の喪失といった現在の状況へとつながったものと認識しております。
- ・ 1つ目の流れが住宅や人口の郊外化、2つ目の流れが車社会化の進展、3つ目の流れが大規模集客施設等の郊外立地であり、これらの結果、郊外へのまちの拡散・都市機能の分散といえる状況が発生しましたが、これは同時にかつて住居機能や、商業機能などの集客機能、公共公益機能などの都市機能が立地しておりましたまちなかの空洞化、拠点性の喪失をもたらしました。
- ・ 全国的にこうした事例は散見されておりますが、これらは社会資本の問題や、いわゆる交通弱者の問題、まちの個性の喪失の問題や地域の社会的機能の低下の問題、環境負荷の増加の問題といった形で顕在化してきております。
- ・ このような諸問題のほかにも、今後、長期的な人口減少社会の到来及び更なる高齢化も予測されており、また、それらに付随して税収の減少や社会保障関係経費の増加、自家用車の利用率が低下していくことも考えられ、それらのまちづくりへ与える影響は非常に大きいと考えられます。
- ・ このような社会情勢の変化の中、現在のまちづくりを今後も継続した場合、自治体財政の側面から社会資本の整備・維持が困難になるほか、車社会に対応できない住民が増加・孤立化することも予想され、県としても喫緊の課題として認識しております。
- ・ このような社会情勢のなか、国は、拡散型都市構造から集約型都市構造への政策転換を目指した、いわゆる「まちづくり三法」の制定・改正を行いました。
- ・ 特にこの国のまちづくり三法の制定以降、まちづくりの主体は国から地方公共団体へと移ったものと認識しております。

- ・ 県としても今後、まちづくりへ取り組んでいくことには変わりはありませんが、地域のまちづくりを考えた場合、やはりそれを担うのはその地域の住民及び住民に身近な行政主体である市町村であるとされており、そのような市町村と県との役割分担の観点から、市町村の区域を越えた行政主体として、3つ役割、観点からのまちづくりの推進を考えております。
- ・ その1つ目がコンパクトで活力あるまちづくりについての基本的な方向を示すこと、2つ目が市町村の区域を越えて必要な対応の実施、3つ目がまちづくりの主体である市町村との連携、及び市町村への支援です。
- ・ このうちの基本的な方向について、事務局として作成した案を示しているのが⑥の部分となります。
- ・ まず、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するための目標として、まちに暮らす人の視点から「すべての世代が安心してくらすまちづくり」、まちという基盤・器の視点からの「社会的・経済的・環境的に持続可能なまちづくり」という目標をそれぞれ設定しております。
- ・ これらを目指すための基本的な方向として、7つの基本的な方向を定めております。
- ・ 1つ目が集約型のまちづくり、2つ目が既存ストックの有効活用、3つ目が歩いて暮らせるまちづくり、4つ目が誰もが移動しやすい交通サービス、5つ目が個性と活力のあるまちづくり、6つ目が住民参加・協働のまちづくり、7つ目が環境に優しいまちづくりであり、それぞれ括弧内の方向性を意図したものです。
- ・ 本条例においては、基本方針の策定のほか、特にコンパクトで活力あるまちづくりの観点から重要である「特定大規模集客施設立地誘導」と「集客施設の設置者の地域貢献活動の促進」が県の役割として定められており、このようなそれぞれの基本的な方向の観点を反映し、取り組んで参りたいと考えております。

(山田会長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ ただいま、資料6の1ページ目で、まちづくりに係る現状認識と問題点の確認、それからこれを取り巻く社会的状況、そして⑥の部分で県としての基本的な方向性の案の説明がありました。
- ・ ⑦に関しては、次ページ以降で御議論いただくこととなりますので、①から⑥を中心に御質問、御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(徳永委員)

- ・ ②のところの、現状認識と申しますか将来の課題についてですが、一番下に自動車の利用率の低下という説明がありますが、私としては逆ではないかと思っています。
- ・ それに関連して、実は今、宮城県内で自動車免許保有率の最も低い仙台都市圏においても、現在の70歳の男性の7割、女性でも3割の方が免許を持っているという状況です。
- ・ これが10年後になると、男性で9割、女性で7割の方が免許を持って車を運転できる状況になりますが、こういうことから考えると、利用率としては逆に上がるのではないかと思っています。
- ・ ということは、車社会に対応できない住民の数は、絶対数としては減少する可能性もあって、現実にも減少傾向にあるのですが、それがますますバスの衰退を招いて、車を運転できない少数の人はますます孤立化する、生活がしにくい状況に追い込まれているということ、そちらが問題なのではないかと、私は認識しているのですが。
- ・ そういった時にどう支えていくかという、市町村バスという形で市町村が支えていくとなったと

きに、その財政負担が非常に大きなものになって、おそらくこれからの地方財政がもたないのではないかと、そういう認識を持っています。

- ・ そういう観点からすると、この表現は違うのではないかと思えるのですが。

(山田会長)

- ・ いかがですか。

(事務局)

- ・ この素案をつくる際に、全国的なデータとして年齢が上がるにつれて自動車の免許の保有率が下がり、とりわけ単身世帯においてはその傾向が顕著だというデータがありましたことから、それを参考に推論を進めさせていただきました。
- ・ ただ今、徳永委員から御指摘がありましたので、その辺を踏まえて、データを改めていきたいと思っております。

(山田会長)

- ・ 徳永委員からも少し補足をお願いします。

(徳永委員)

- ・ 全国の、というか東京の状況とは、地方部はまるっきり違う部分があるので、データを確認していただいて、問題があれば表現を少し改めていただいたほうがいいのかと思います。

(山田会長)

- ・ それではその点をお願いしたいと思います。他にはいかがでしょうか。

(大泉委員)

- ・ ②のところの現状の問題の中に、経済産業的な項目がないのではないかなと思います。やはりまちなかの空洞化、都市機能の低下によって地域商業並びに地域の農林漁業、その衰退がもたらされたのではないかという視点は、現状の認識として入れておくべきではないかというのが1点です。
- ・ それから将来の課題ということで人口減少社会の到来と高齢化の進展が上げられていますが、これはもう現在ひたひたと進んでいることですので、社会的背景であり前提の条件であるというところもあるので、少し書き分けが必要なのではないかなと思いました。

(山田会長)

- ・ 今の2点に関して、事務局のほうで何かありますか。

(事務局)

- ・ 現状の認識の部分につきましては、全てではなく主立ったものということでこのような形で記載させていただいたものですので、今回いただいた御意見につきましても文書化する際等に反映させていただきたいと思えます。
- ・ それから人口減少社会のところと、更なる高齢化のところにつきましては、それぞれ国勢調査からの推計値というものを今回、参考にさせていただきましたので、将来の課題の部分により分け、場合分けさせていただきましたが、たしかに宮城県内については人口の減少に関しましても特に国勢調査ベースでは2000年から2005年にかけて既に減少しており、現状の問題という認識もちろんありますので、いただいた御意見をもとに、修正していきたいと考えております。

(山田会長)

- ・ はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(千葉委員)

- ・ 少し漠然とした確認になるのですが、宮城県の場合には北海道や福岡県の場合と同じで、仙台市とその他の所の問題の立て方が全然違って来るわけですね。例えば中心地の空洞化といった場合でも、仙台の場合はまちなか居住の傾向というのが強く出てきているところもあって、そうなってくると、その他の所と仙台というのは、問題の立て方というか、対応の仕方というのがずいぶん違って来るのではないかと思うのですが、そのあたりを踏まえた議論というのは、具体的な中でしていくことにはなると思うのですが、そういう風に理解しておいてよいでしょうか。
- ・ 要するに、仙台とそれ以外については、場合によっては逆の対応の場合も出てくる可能性がある。抽象的な話で申し訳ないのですが、具体的な話となるともう少し細かな話も出てくると思いますので。

(事務局)

- ・ 実はこの資料を作成する上で、現状の認識と課題を詰める中で、宮城県においては全国的な傾向以外に何が違うのかという議論を事務局内でも行いました。
- ・ ただ、最後のアウトプットの部分も含めて考えたときに、なかなかその部分を抽出していくのは我々の中では難しい部分がありましたので、この審議会でご意見をいただければ大変ありがたいと感じております。

(山田会長)

- ・ 今の話は大変大事で、仙台市の場合はある意味で大都市であるわけで、一方の地方の中小都市とではかなり対応の有り様も違って来るかと思いますが、その点はどこで議論いたしましょうか。
- ・ この中には、そう簡単に盛り込むわけにはいかないですかね。

(鈴木委員)

- ・ 商店街側からもここに至る経緯がありまして、仙台商工会議所の中に商業政策協議会という組織を設けていますが、当初先進地として京都に視察にいった際に、京都市が市内のまちづくりをいくら行っても、市域外への立地となるとどうにもならないということで、そういうところが出発点としてありました。
- ・ 県内の例でいうと、仙台市ではとなりの富谷町にできるものを仙台市は止めることが、私たちも反対運動もできなかったもので、最終的には宮城県全県で古くから持っている商圈、土地の文化も含めそれぞれを尊重し合うという風になってきたものです。やはり全県的な部分で、こういうものを考えていただかないと、ということで。
- ・ 千葉委員がそういった意味でおっしゃったのではないと思いますが、やはり民意というか声を、どこに届けなければいけないかということでやってきたことが、条例の中で、先生方によって高いレベルで修練していくのが今だと考えています。
- ・ すいません、結論のない話ですけども、そういう気持ちでやってまいったところです。

(山田会長)

- ・ ありがとうございます。

- ・ 今の話は2つあると思いますが、1つは千葉委員からお出しいただいた、大都市と中小都市問題の確認を、細々と書かなくてもいいのですが、それに対する認識がこのまちづくりの基本的な方向の中にあるべきだという部分を、どう表現するかを少し検討していただくというのが1つ。
- ・ それからもう1つは鈴木委員が言われた、やはり市町村を越えた課題、問題に対してどうしていくのかという点、これについては後で出てくるのでしょうか。それともここで何か触れておいたほうがいいのでしょうか。
- ・ 少し検討していただきますか。それとも何かお考えはありますか。

(事務局)

- ・ 鈴木委員からの御指摘の部分については、この条例が作られたそもそもの考えが、市町村の区域を越えた広域的な観点からの立地誘導、まちづくりであると認識しておりますので、やはり単独の市町村のまちづくりの中では対応困難な部分を、この条例が担っているものと考えております。
- ・ 千葉委員から御指摘のありました都市の大きさ、性格に応じた基本的な方向のあり方について記載をという件につきましては、今、会長から事務局で対応可能かというお話をいただきましたが、現時点で対応できる、できないということは即答できませんので、色々御意見をいただいた中で検討させていただければと思います。

(山田会長)

- ・ そうですね、検討してみてください。そのような取扱いでよろしいでしょうか。
- ・ はい、他はいかがでしょうか。
- ・ それでは私のほうから1つあるのですが、④のまちづくり三法のところに記載のあるコンパクトでにぎわいあふれるまちづくり、これは何をいっているかという点、コンパクトはいいのですが、もう一つはコンプレックスを言っているのですよね。
- ・ 要するに、従来の都市機能というか、土地利用の単純化というか、それがあある意味では都心のにぎわいを失っていったのではないかという考え方があるのですが、今回の基本的な方向の中でそれを受け止めるのは、これは歩いて暮らせるまちづくりという部分なのではないでしょうか。
- ・ 括弧の中に都市機能の集積という部分があるので、それに答えているのかなと思うのですが、歩いて暮らせるまちづくりと都市機能の集積というのは、重なっているという解釈でよろしいですか。コンプレックスについては、歩いて暮らせるまちづくりという表現で答えられているのか若干疑問に感じたのですが、どうでしょうか。

(事務局)

- ・ 歩いて暮らせるまちづくりに関しましては、地域ごとに、ある程度必要な都市機能の集積をいたしまして、基本的には車に依存しない社会、歩いて暮らせるまちづくりを目指すという趣旨で書かせていただいたものでございます。
- ・ その下の誰もが移動しやすい交通サービスも整備した上である程度役割分担をしようと、直接の答えにはなっていないかもしれませんが、そういった趣旨でまとめさせていただいたものでございます。

(山田会長)

- ・ コンプレックスも1つ間違えると問題が出てくるわけですが、やっぱりコンプレックスも重要では

ないかと思いましたので。

(千葉委員)

- ・ 先ほど私が確認させていただいたところとも関わってくるのですが、結局、今、会長が言われたような形で、様々な機能を歩いて暮らせる範囲の中でまとめていこう、コンパクトに集約していこうといったときに、それは仙台では可能性がありますけれども、それ以外ではむしろそれを実現したがゆえに経営難に陥るといようなことは、もう歴史的に事実としてあるわけですよ。
- ・ ですので、そのあたりを考えると、歩いて暮らせるまちづくりというのも難しい表現ではあるのですが、仙台の中では仙台の中でということになります、それ以外については機関の役割分担なり何なりというのを考えたうえで、その上で地域交通ネットワークの整備という、むしろ徳永委員が専門になってくる話なのですけれど、そういうような話なのかなと考えます。
- ・ そういう意味で二つに分けるか、いくつに分けるかは別ですけれど、地域ごとの状況に応じた話をしなければいけないのかなという気がしました。
- ・ あまりその歩いて暮らせるまちづくりを前面に出してしまうと、我が町にワンセット全部という議論がまた起こってきて、元の黙阿弥になりかねないのではないかという心配が少しありました。

(山田会長)

- ・ はい、ありがとうございます。
- ・ このお話については、本日の委員からのお話を整理させていただいて、どういう風に手を加えるかどうか等を御検討いただいた上で、次回ということでよろしいでしょうか。
- ・ それでは今のお話以外で、何か1ページ目で御意見や御質問があればお出しただいて、なければ2ページ目に入っていきたいと思いますがいかがでしょうか。
- ・ よろしいですか。それでは次の御説明をお願いします。

(事務局)

※資料6に基づき半沢商業振興専門監より説明。

- ・ 2ページの「特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項」の素案について御説明します。
- ・ 本条例においては、集客の用に供する床面積1万平方メートル超の集客施設、または店舗面積6千平方メートル超の集客施設を特定大規模集客施設としております。
- ・ これらの施設については、多くの人々を広い地域から集めることや、立地に伴い追加的な社会資本整備が必要となることなどから、立地場所によってまちづくりに市町村の区域を越えた大きな影響を与える恐れがある一方で、必要な都市機能の一部でもあることから、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に向けた、立地誘導地域への立地の誘導を行うことをこの条例において具体的な施策としております。
- ・ ①の部分は、条例で規定しているそれぞれの立地誘導地域を記載しております。
- ・ ①の左側については、立地誘導地域としている都市計画の用途地域を記載したもので、その中の左側に平成18年の都市計画法の改正により大規模集客施設の立地規制が強化された内容を記載しております。本条例ではさらに絞り込んで、立地誘導地域は商業・近隣商業地域の2地域のみとなっております。
- ・ 都市計画法における大規模集客施設と、本条例における特定大規模集客施設については定義が異なっており、店舗面積6000平方メートル超という定義を含むので、本条例のほうが対象

施設の範囲が広がっております。

- ・ 立地誘導地域となっている商業地域、近隣商業地域については、参考資料1の最終ページに記載のとおり全体でも県総面積に占める割合で合わせて約0.45%、都市計画の区域においては合わせて約1.6%と、立地誘導地域としては極めて限定されるということを御承知いただければと思います。
- ・ ①の中央の部分は中心市街地活性化法に基づく2つの区域を立地誘導地域としているもので、上段の中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地の区域については、現在のところ該当地域はありません。
- ・ 下段の第二種大規模小売店舗立地法特例区域についても県内では大崎市の中心部のみであり、こちらも面積としては極めて限定的です。
- ・ ①の右側の都市計画法に規定する開発整備促進区の区域についても、区域を定めるにあたり、都市の機能の増進に貢献することが要件とされており、また、制度上、周辺市町村との広域調整が担保されていることから、こちらも立地誘導地域として規定されております。
- ・ 以上が定められている地域ですが、条例においては、予め市町村からの申請に基づいて、立地誘導地域から除外する制度、あるいは①の地域以外にも立地誘導地域を指定する制度が設けられており、それが②の部分となります。
- ・ ②の左側は立地誘導除外地域の指定であり、条例において商業地域・近隣商業地域を原則として立地誘導地域に規定しておりますが、市町村の申請に基づき、知事が立地誘導除外地域に指定できるという規定が設けられております。
- ・ ②の右側は立地誘導地域を追加で指定する制度であり、市町村の申請に基づき、上段の①以外に知事が立地誘導地域として指定することが可能な制度になっております。
- ・ ③については、以上御説明した立地誘導地域以外に特定大規模集客施設が立地する場合の、事前の届出制度を記載しているものです。この届出について、県として、その立地についてコンパクトで活力あるまちづくりの観点から、意見あるいは勧告等を行う制度となっております。
- ・ その下の④と②、③が諮問・答申という矢印でつながっている点を御確認いただけるかと思いますが、それぞれの申請ないし届出がなされた場合に、本審議会にお諮りすることになっております。
- ・ その際には、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から、⑤にあるような勘案すべき事項等を踏まえて審査、御助言をいただくこととなります。
- ・ ⑤の左側については、1ページ目の基本的な方向をそのまま移記したのですが、これらについてまず勘案すべき事項として上げております。
- ・ その他、中央と右側の欄については、それぞれの申請ないし届出がなされた際の勘案事項や申請事項などを記載しているものであり、いずれも条例に規定されているものでありますが、これらを総合的に勘案し、御審議いただくということを説明した部分です。
- ・ 3ページの「地域貢献活動の指針となるべき事項」の素案について続けて御説明いたします。
- ・ 国の動きを示しているのが①の部分となりますが、まちづくり三法のうち、中心市街地活性化法については、平成18年の改正時に事業者による中心市街地の活性化のための施策への協力に係る責務規定が設けられたほか、大規模小売店舗立地法においても、平成19年の指針

改訂時にまちづくりにおける個々の事業者の自主的な取組に対する期待が追加されたところです。

- このように、地域におけるまちづくりに寄与する活動に対する期待や関心が高まってきております。
- そのような状況を踏まえ、本条例においては集客施設について規定されておりますが、集客施設については、必要な都市機能の一部として、また多くの人を集めるという特性を有する施設として、その活動が地域経済やまちづくりに影響を及ぼすことから、こうした活動への期待がされているところです。
- 特に特定大規模集客施設については、大きな施設規模を有し、より広域的な集客エリアを持つことから、まちづくりにおける重要なプレイヤーとしての役割が期待されており、そうしたことからこの条例において一定の義務付けがなされているものと認識しております。
- ③の部分は、本条例において地域貢献活動の促進に関して県がどのような役割を与えられているかという部分を示したものです。
- その1つが地域貢献ガイドラインの策定、もう1つが特定大規模集客施設の地域貢献活動計画及び実施結果の公表です。
- 地域貢献ガイドラインについては、そもそもまちづくりにおける課題は様々であり、地域貢献活動を行う主体である設置者に関しても規模や業種、業態、立地環境は様々であり、本来であればそれぞれの地域、それぞれの設置者に応じた活動がありうるべきと考えておりますが、それではなかなか地域貢献活動を促進するのは難しいということで、県としてコンパクトで活力あるまちづくりの基本的な方向から望ましい活動内容を類型化したガイドラインを策定し、示すことで、その活動を誘発、促進、取り組みやすくするということが、このガイドラインに期待されていると考えております。
- 2つめの公表については、まずは類型化により取り組んでいただきますが、本来のまちづくりという観点からすれば、地域と一体となった地域貢献活動を行っていただくことが重要であり、こうした施設の活動を公表することで地域と一体となった活動を促していくという趣旨でこの公表制度が設けられていると認識しております。
- ④については地域貢献ガイドラインの総体の姿を簡単にまとめたものです。
- 基本的な考え方の部分に関しては、概ね①から③をコンパクトにまとめたものですが、集客施設のみならず、個々の事業者や住民の自主的な取組としての地域貢献活動への期待を記載しております。
- 公表制度については、簡単に図式化したものです。
- 例示については基本的な方向から類型化したものとして、9つの項目を例示しております。
- 参考資料2として、大項目で10、小項目で65の地域貢献活動の項目が例示されておりますが、これは本条例の審議を行った特別委員会の席上で地域貢献活動の項目について議論されたものです。
- この特別委員会で議論された項目と本日いただいた御意見をもとに、基本的な方向に沿って整理する形で地域貢献ガイドラインを策定して参りたいと考えております。

(山田会長)

- ありがとうございました。

- ・ 2ページ目については条例の解説と審議会の役割、それに附帯する事項についての説明、最後のページについては地域貢献活動の指針となるべき事項ということで説明がありました。
- ・ これらにつきまして御質問、御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(黒田委員)

- ・ この条例の運用の方法についてですが、今御説明いただいた2ページの③の部分の新設の届出に関連して、大規模小売店舗立地法においては新設や変更の際に住民に対する説明会が開催されることになっておりますが、この条例においても資料3の2の適正立地の部分の(3)の立地誘導の基本的な仕組みの中で、住民等の意見を踏まえ、6ヶ月以内に広域的な見地から意見を述べるとされています。
- ・ 大規模小売店舗立地法における手続きと、この条例における手続きは、そのあたりの住民等の意見、説明の部分も含め、一緒に行われることになるのでしょうか。

(山田会長)

- ・ お願いします。

(事務局)

- ・ 本条例に基づく手続きにつきましては、建築確認ですとか、あるいは土地利用関係の諸法の手続きの前に行うという規定が設けられております。
- ・ 従って、実際に施設をオープンする相当前、具体的には2年ほど前には本条例に基づく届出を行っていただくことになろうかと思えます。
- ・ 翻って大規模小売店舗立地法につきましては、届出から8ヶ月の開店の制限が制度としてございますが、時期的な問題として現実的に条例の手続きとはずれていくのではなからうかというのが1点です。
- ・ もう1つは、本条例につきましてはまちづくりという観点、大規模小売店舗立地法に関しては周辺生活環境への影響について配慮を求めるといった法律になっておりますので、目的が異なるものですから、自ずと説明会の対象者についても異なってくるのではないかと考えております。
- ・ ただし、実際の運用の段階で設置者がどのように手続きを行ってくるか想定ができませんので、それについては個別に対応していきたいと考えております。

(山田会長)

- ・ 他にありませんでしょうか。

(加藤委員)

- ・ 何点か質問があるのですが、まず1点目として①の立地誘導地域については、これに該当すればこの審議会にはかからないという解釈でいいのかどうかという点と、第2条第5号ハに該当する区域はあるのかどうかという点です。
- ・ また、条例によって仙台市内では準工業地域には大規模集客施設を設置できないという話を聞いたのですが、そのあたりとの整合性はどうなるのでしょうか。
- ・ また、地域貢献活動について、3ページの制度趣旨の中に県内のすべての設置者が行うとありますが、努力規定と義務規定の棲み分けというのはいかがでしょうか。

(山田会長)

- ・ お願いします。

(事務局)

- ・ 1点目の立地誘導地域に関しては、御質問のとおりこの条例における事前届出がなくとも立地が可能となっております。それから、開発整備促進区につきましては今のところ指定されている区域はありません。
- ・ 地域貢献活動の努力規定と義務規定についての努力規定の部分ですが、地域貢献活動の実施そのものについては、施設の規模に関わらず、集客施設の設置者すべてに努力義務が課されております。
- ・ 義務規定というのは、集客施設のうち、特定大規模集客施設に該当する施設の設置者につきまして、活動そのものについては前段のとおり努力規定のままですが、その活動の計画、それから実施状況につきましては、すべて義務として県に報告をいただくことになっております。
- ・ 県はそれを公表することになりますので、従いまして、現在の企業のCSR、社会的な責任が求められる傾向から考えた場合には、公表される計画において全く地域貢献活動を行わないとすることはなかなか想定できないのではないかと思います。条例上は、地域貢献活動そのものについては努力規定の部分となります。

(山田会長)

- ・ よろしいですか。他にはいかがでしょうか

(大泉委員)

- ・ 活力あるまちづくりについては、やはり地域経済、地域産業の視点というものをはずせないと思うのですが、そういう視点で見ますと、前に戻りますが1ページの基本的な方向の中に地域産業の振興、地域経済の振興というような方向性が明示されていないので、従って地域貢献ガイドラインについても、そこところが抜けてくるのではないかと思います。
- ・ 参考資料2に地域づくりの取り組みへの協力等の項目があつて、特にしてほしいという意見がある部分でもありますので、あるいは基本的な方向なり例示なりに盛り込む必要があるのではないかと思います。

(山田会長)

- ・ いかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 地域の経済活力を含めた部分につきましては、今のところ個性と活力あるまちづくりという漠然とした表現にしておりますが、御意見を頂戴いたしましたので、具体的に検討させていただきたいと思ひます。
- ・ なお、それに基づいて、地域貢献活動の例示についても検討をすすめてまいりたいと思ひます。

(山田会長)

- ・ 他にはいかがでしょうか。

(加藤委員)

- ・ 地域貢献の③の特定大規模集客施設の地域貢献活動計画及び実施結果の公表の右の欄

のところで、一番下に市町村が独自にまちづくりの観点から同様の趣旨の条例を制定した場合とありますが、県内の市町村においてこのような条例があるのか、また、これから考えている市町村はあるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

(山田会長)

- ・ お願いします。

(事務局)

- ・ こちらで把握している限りでは、市町村においてこの趣旨の条例はまだ制定されていないと認識しております。また、今検討されているというところも、こちらとしてはうかがっておりません。

(山田会長)

- ・ ありがとうございます。他にはいかがでしょうか

(千葉委員)

- ・ 無い物ねだりのような話になるのですが、地域貢献活動や立地誘導に関してはこのように進められれば良いなというところがあるのですが、要するにその実効性が保たれるかどうかというのが大切な話になってくるのかと思います。
- ・ 流れを見た場合、立地誘導よりも地域貢献のほうが問題になると思うのですが、その地域貢献の要請に応えてくれない場合には公表というのが最後になってくるわけですね。
- ・ 公表に効果があるかという点、大規模小売店舗立地法の手続きにおいて、仙台市が勧告を行った際に設置者の名前が新聞等にも出ましたが、お店にとってみれば宣伝してくれてありがたいという状態にもなっていたというようなこともありました。
- ・ 公表で実効性を担保できるかというのは、大規模小売店舗立地法においても疑問になりますが、その点では、条例の問題というよりも法体系自体の問題で、個々の問題よりも国会等で話してもらわなければならない大きな問題になるのですが、何かもう少しないのかなというのは思います。せっかくやるのであれば、やはり実効性あるものにするために何か考えられないのかなと、考えられないからここでとまっているのですが、悩ましいところというのが意見というか感想です。

(山田会長)

- ・ 今のお話は罰則の話でもあるわけですが、飴のほうの話も、何かボーナスとか表彰制度といったような議論はあったのでしょうか。

(事務局)

- ・ 今まさに会長からお話をいただきましたとおり、公表については2面あると思っております。
- ・ 1つは、実施する、しないに関わらず、提出いただき公表するという制度によって、実施の後押しになるのではないかという点です。全くしないということも公表されることになりますので。
- ・ もう1つは、会長からお話をいただいたように、逆にこの公表制度を活かしていただいて、活動の内容をPRしていただければと考えておりますので、さらにその先の表彰制度などについては、今後の運用の中で検討していければと思っております
- ・ また、先ほどの加藤委員の質問の中で、仙台市の条例との関係の部分を答えておりませんでしたので、併せて回答いたします。
- ・ 仙台市に関しましては、昨年12月に都市計画法に基づき大規模集客施設の立地を一部制限するという条例が設けられました。具体的には準工業地域の全部と、商業地域及び近隣商

業地域の一部につきまして、立地を制限するという内容です。

- ・ こうした1万平方メートルを超える施設の立地が制限されている地域につきましては、そのような規模の施設の立地そのものができませんので、本条例の届出もないということになろうかと思えます。

(山田会長)

- ・ ありがとうございます
- ・ 今のお話と関連しまして、市町村や県庁内でもあると思いますが、関連する他の手続きについて、どちらを先に手当てするというような手順のようなものはあるのでしょうか。
- ・ 少し気になったのは今話題にあがった仙台市の例ですが、白地地域に関しては土地利用調整条例というものがあって、そちらの審議もあるのですが、そういったものとどちらが先に、どの順序で行われるかというところは、一応想定しておく必要があるのではないかとと思うのですが、その当たりの調査というのはどうでしょうか、一通りされておりますか。

(事務局)

- ・ 資料5の6ページに記載がありまして、本条例第6条第3項において、本条例の新設等の届出については建築確認等に先だてて行うよう努めなければならないという規定が設けられております。
- ・ その右側の規則第12条で具体的に記載しておりますが、第1号で建築基準法に基づく建築確認、第2号で森林法に基づく開発許可、第3号で農地法に基づく農地転用の許可、第4号で都市計画法に基づく開発許可、第5号は第2号から第4号までのうち、市町村に事務移譲されたものについてカバーする条項になっておりますので、これら4つの法律に限定して前後関係が規定されております。
- ・ 先ほど会長からお話あった部分につきましては、残念ながらこちらでは把握をしておりません。

(山田会長)

- ・ わかりました。そういったときの対処も、基本的にはどうもこの条例が最初の対応になる気もいたしますが。
- ・ それでは時間もきたようですが、何か最後にありましたら、どうぞお出しただければと思います。よろしいでしょうか。
- ・ そうしましたらこの基本的な方針につきましては、本日の御意見を踏まえまして、事務局で方針案を作成していただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います
- ・ なお冒頭申し上げましたように、本日出しきれなかった御意見等がありましたら、事務局のほうにメール、ファックス、あるいはお電話で御連絡いただければと思います。
- ・ それでは、今のような進め方でよろしゅうございますか。
- ・ はい、それでは何か事務局から補足、連絡がありましたらどうぞ。

(事務局)

- ・ 恐れ入りますが、御意見については6月26日の金曜日までにメールやファックス等でいただければと思います。
- ・ 今後の進め方につきましては、今後、市町村、関係団体にこの素案に対する意見の照会を行いまして、委員の皆様方からの意見と、関係団体からの意見も踏まえまして基本方針案の作成

を進めてまいりたいと考えております。

- ・最後に次回の審議会の日程をこの場で調整させていただきたいと思います。事務局といたしましては、7月24日の金曜日の午前10時からの開催を考えておりますが、いかがでしょうか。

(山田会長)

- ・いかがでしょうか、よろしいですか。
- ・事前に少し調整をお願いしておりましたので、よろしいですね。
- ・それでは7月24日の金曜日の午前10時からということで、よろしくお願ひします。
- ・それでは、本日の議題はすべて終了したかと思ひますので、これで終わらせていただひきたいと思ひます。
- ・今日は貴重な御意見ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。